

～行政機関からお知らせです～

(公正取引委員会(※1)・大阪労働局・近畿農政局・近畿経済産業局・近畿運輸局)

荷主企業、トラック運送事業者、商業関係者、自治体の皆様へ

■ 2024年問題への取組 ■

1. 改正「物流特殊指定」の公表 (令和9年4月1日施行) 【公正取引委員会】

改正された「物流特殊指定」では、対象が拡大され、着荷主による発荷主に対する特定の行為(契約外の荷役・荷待ち等を運送事業者を通じて行わせること)によって、発荷主の利益を不当に害する行為等が禁止されることになりました。

公正取引委員会公式キャラクター
「どっきん」



<公正取引委員会公式YouTubeチャンネルで解説中!>

【公取委広報担当が聞く#2】

改正物流特殊指定 着荷主への新たな規制、契約外の荷待ちなどが規制対象に



2. 令和8年度「働き方改革推進支援助成金」(取引環境改善コース) 【大阪労働局】

厚生労働省では、荷主集団などが、トラックドライバーの時間外労働の削減等のために、荷待ち・荷役時間の短縮に向けた取引環境整備の取組を実施した場合に助成金を支給します。
是非ご活用ください!



3. 特定荷主の皆様:中長期計画書は10月末までに提出ください 【近畿経済産業局】

☆今回のポイント☆

★特定荷主 物流効率化法対応の手引書はこちら

- ①[まだの方]物流統括管理者 選任・解任届出書を提出してください p.13～
- ②中長期計画は令和8年10月31日(土)までに提出してください p.15～
- ③忘れていませんか? 荷待ち時間等を計測を開始しましょう p.37～
(定期報告書で必要なデータです)



4. 「適正原価」の設定に向けた議論が行われています 【近畿運輸局】

令和7年6月に成立・公布された改正貨物自動車運送事業法等において、トラック運送事業者が自ら貨物を運送する場合や、他のトラック運送事業者等に運送を委託する場合には、国土交通大臣が定める「適正原価」を継続して下回らないこととする制度が創設されました。

この制度の施行に向けて、国土交通省では、経済産業省、農林水産省等の行政機関、学識経験者及び関係団体等で構成する「適正原価の設定に向けた有識者検討会」を設置し、「適正原価」の適切な設定に向けた論点整理や方向性について議論が行われています。

※ 詳細は国土交通省ホームページをご覧ください。



■ 長時間労働や適正な取引を阻害する違反行為等についての情報提供先はこちら ■

公正取引委員会

違反行為情報提供フォーム

中小受託事業者(匿名)から、買ったたきなどの違反行為を行っていると思われる委託事業者に関する情報を収集しています。



近畿運輸局

意見等の募集窓口

運送事業者やドライバー等から、長時間の荷待ち、契約にない附帯業務の強要など違反原因行為を行っているおそれのある荷主情報を収集しています。



長時間の荷待ちはどちらでも可

大阪労働局

長時間の荷待ちに関する情報メール窓口

運送事業者やドライバー等から、荷主・元請運送事業者の都合による長時間の荷待ちに関する情報を収集しています。



各機関のお問い合わせ先は、QRコードの読み取り先をご覧ください。

(※1) 正式には公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所